

2000年11月8日、神奈川県委員会決定

「争議をめぐるいくつかの誤りとそれを克服する正しい指導方向について」

1、神奈川県委員会は2000年11月に開いた県委員会総会で「争議をめぐるいくつかの誤りとそれを克服する正しい指導方向について」という決定をした。

県指導方向の決定は、文章化された正式な決定文書ではなく、単にレジюмеと何枚かの資料が綴られたもので、地区委員会等の一方的な報告説明後に名前を記入して回収してしまい、その決定の実態を明確に把握している下部党员は無きに等しいと言える”幻の決定文書”でもある。

2、「県指導方向」の内容

「争議をめぐるいくつかの誤りとそれを克服する正しい指導方向について」であるが、それは次に示す箇条書きとなっている B4 サイズのレジюмеだけであり、B5 サイズの用紙に記された「争議問題関係資料」という資料の目次とそれに記載された、争議団関係資料を14枚コピーしたものが添付されている。

(1)本文(レジюме)

- 一、争議をめぐる今何が起きているのか。
- 二、意見の対立と不団結の原因は何か。
 - 1、神奈川争議団共闘会議の基本的性格と問題点。
 - 2、支援共闘会議の基本的性格と問題点。
- 三、「連合」職場連絡会と「大企業を地域から要求で包囲する運動」の問題点。
- 四、それらの誤りがもたらしている結果。
- 五、対策の基本方向
 - 1、争議団・争議団共闘会議・支援共闘会議など
 - 2、連合職場連絡会の今後
 - 3、党支部と争議団の関係

(2)争議団関係資料

- | | 県委員会の資料 NO. |
|-------------------------------|-------------|
| 1、争議団共闘会議について | |
| ①、争議団共闘会議・・・組織一覧表 | (1-①) |
| ②、規約・役員一覧、99年12総会 | (1-②) |
| ③、スローガン | (1-③) |
| 2、支援共闘関係 | |
| ①、日立支援共闘の規約・役員・加入団体 | (2-①) |
| ②、千代田支援共闘の規約・団体・役員一覧 | (2-②) |
| ③、争議団20回総会の総括・教訓より。 | (2-③) |
| ④、争議団22回総会の方針より。 | (2-④) |
| ⑤、JMI U 鈴木書記長・99・10・30公演レジюме | (2-⑤) |
| 3、連合職場連絡会関係 | |
| ①、連絡会の会則・目的・役員など | (3-①) |
| ②、連絡会の方針書 | (3-②) |

- ③、大企業の横暴を規制する連絡会の趣意書 (3-③)
- ④、21 回争議団総会の連合職場についての記述 (3-④)

4、要求の基本

- ①、日立争議の申立書 (4-①)
- ②、東芝提訴の申立書 (4-②)

(3) 口頭説明(文書は無く、以上のレジюмеと資料に沿って口頭で説明)

1) 争議をめぐって、いまなにがおきているか

- ① 最大の問題は、差別争議を闘っている、闘った党支部で、深刻な不団結が生まれていることである。正しい活動のあり方を究明して、明らかにしていく必要がある。
- ② それと関連して、日立争議をめぐって、日立争議団や支援共闘が、神奈川労連の批判を強めていて論争状態になっている。争議団の関係者や神奈川労連の不団結的な状態を解決して行く必要がある。
- ③ 神奈川労連や争議団、連合職場連絡会との関係についても、団結を強めていくことが必要になっている。

、一番不団結で深刻な状態が起こっているのは、千代田です。差別争議、解雇争議については全国に誇る画期的な内容を勝取ったが、党支部としてみれば争議団で頑張った人とそうでない人達の間、深刻な不団結が生まれて、ある争議団の同志は離党表明をして、これは解決していない事態が生まれている。

山田さんと木戸さん佐藤さん 3 人については、争議団は、支部指導部として頑張ってきたという経過もあって、単に支部内での意見の対立というだけでなく、処理の仕方をめぐって不団結が極まり、意見に違いだけでなく規律問題になっている。

素晴らしい争議の解決水準を勝取ったけれども、本当に党支部が完全に対立状態になってまだ解決出来ない事態になっている。

日立についても、千代田とは性格が違うけれども、支部内で争議の進め方や、それを進めた支部の活動の推進の仕方について、深刻な意見の対立が起こっている支部もある。

争議団の内部というのは争議団という大衆レベルの問題だが、そういう中で深刻な対立もある。党员同士の対立になっている。

党支部という事で言えば、いくつかの支部があるけれども、争議の進め方について、支部全体としても対立的な、争議の進め方等について批判的な支部がある対立状態も生まれている。

東芝については、支部の中で深刻な意見対立はないっていう人もいるし、東芝は幾つかの支部が集まってやっているが、争議団の中で意見の対立も露になってきていて、支部・党の活動の推進ということについてもそういう影響がかなり現れてきていると言う 問題が出てきているとわれわれは見ている。

県委員会は、そう言うことで今 3 つの党支部、差別争議を闘っている党支部、あるいは闘った支部で深刻とはいえないと言う評価もある支部・東芝ですが、含めて非常に深刻な不団結が生まれているのは問題だと思っている。日立、東芝はまだ争議中だが、結局なんのために差別争議をやっているのか、支部の団結が強まって、本当の労働者の要求の実現を前進させ、そして職場の多数派形成のための有利な条件を作って、そして党も大きくして、民主的政権に接近して行くということから見れば党支部の不団結が当該に生まれていると言うことは、非常に深刻な問題だと問題の所在を考えて行く必要があるのではないか。これが県委員会としての最大の問題意識だ。

2 つ目、3 つ目で言ったことも関連した問題も、何が意見の深刻な対立や不団結の原因になっているかと言うことを県委員会もよく究明、考えもし、そして中央委員会の援助もうけて導き出した一つの結論です。

2) 神奈川争議団共闘会議の基本的性格と問題点

一つは、神奈川争議団共闘会議の目的や運動、組織の方針に問題があると言うことをかんがえていく必要があるだろうと言うことだ。資料の中で 1 の②は、神奈川争議団共闘会議の規約で、目的のところもあるのだが、全体的な大きなところが言われていて、活動全体についても、全体的な大きなところが言われている。規約の次にですね。次のページに一応③に、スローガンのところのほうがもうちょっとはっきりしてきている。「反合権利闘争の伝統を受け継ぎ原則的な、すべての争議、次は合理化問題や司法反動化阻止、それから国政の課題、不況打開の問題、政権問題、米軍基地問題・・・」となっていて、これだとかなりははっきりしてきてるが、要するに、スローガン・目的や実際の活動のよりどころになるところのスローガンですが、もちろん中身的に間違っているとかがそういう意味では全然無いのだが、争議団共闘と言うのは何かと言うことを考えた場合に、争議団共闘の基本的な性格とは、それぞれの争議・争議団の立場に立って、それぞれの争議の勝利と言う、いわば個別的な課題に基づいて、集まった争議団が連帯・共同して闘うと言う、そういう組織で、当然、連帯、共同だ。

ナショナルセンターやローカルセンターの目的とか活動になるようなものが掲げられていると言えるわけだが、そうすると結局ナショナルセンターやローカルセンターの目的や役割と言うものを追求することになる。ということにもなりかねない訳で、そういう点では争議団共闘の先ほどらい言っているような基本的性格や役割から逸脱したような方向に行ってしまうのではないかと、この問題をよく考えて行く必要があると言うのが一つのわれわれ県委員会が考えた一つの原因・問題点だ。

3) 支援共闘会議の基本的性格と問題点

二つ目に、支援共闘の中で、中と言うことが正確ですが、支援共闘の目的とか運動・性格と言うか、組織の方針というのかここに問題があるのではないか。それは 2 の①これは日立の支援共闘だが、ここで会としては勝利解決を目指すと言ってるが、次に第 3 条で、この会は目的に賛同する団体で構成し、日立神奈川争議団勝利のための運動と解決に責任を持つ組織って言う具合になっている。支援すると言うことと責任を持つということは一体どういうことなのか。当然これ矛盾する。これは千代田の支援共闘の規約ではそうなっ

ていないが、この会は越智さんの解雇と差別との早期解決を目指す闘いとちゃんとなっているが、それと比較すれば日立の場合は非常に鮮明である。

2の④第19回総会と「第三の問題は争議と支援共闘の問題です。支援共闘の役割の原則は、その争議の解決に全責任を持つのが支援共闘だ、一方組合は、組合員の生活と権利を守る全責任・・・しかし、支援共闘会議をつくる以上は、その単組は支援共闘会議に全権をゆだねるべきではないでしょうか」2側面と言うのは組合と支援共闘と言う意味で、この文脈はもちろん読んでわかるように、組合と支援共闘との関係を言っているとすることはあるが、支援共闘と言うのが、神奈川争議団共闘会議の活動方針の中でここまで言われるようになってしまったと言うことが解る部分だ。支援共闘と言うのは名前の通り、個別の争議ごとに作られて、その争議の解決を支援をして行くことを目的と言うことが当たり前だし、一致したことだ。だから、逆の言い方をすれば、争議団の意志や方針を尊重してそれに基づいて支援して行くものであって、全責任を持つと言うことは、もうそれは争議団の意志や方針を尊重すると言うことは、やっぱり、対立的にネ、局面によってはなってしまうのかと言う問題点があるのではないかと。だから日立争議支援共闘会議が典型的だけれども、争議を指導する、争議の解決に責任を持つと言うことは、つまるところ争議団共闘としての性格と役割を逸脱すると言うことにならざるを得ないのではないかと。いろいろの間、研究もしてきて、何でこんな不団結、みんな善意でやっているのに、不団結が拡大してしまうのかと言うことで、たどり着いた一つの原因、問題です。

4) 連合職場連絡会と「大企業を地域から要求で包囲する運動」の問題点

レジュメで、3つ目とした連合職場連絡会の問題もある。連合職場連絡会は、資料の3の2、去年の1月30日の春闘討論集会に提起された方針書、算用数字1で、連絡会とは言う歴史的な経過も書いてるが、門前宣伝を取り組んでくると、門前ビラ、それからデモへの隊列編成する、それから最後の・・・印に、神奈川争議団共闘の行動に積極的に参加し、争議解決のため奮闘すると共に、解決した争議団が中核に・・・これは確かに実体はあるんだけど、そう言うことで行動部隊みたいなことになることが、学習と交流と言うことを中心にして、という最初の動き、目的から言って問題があるのではないかと。それから、組織強化が急務と言うことになっている。これも本当ここう言うことでいいのかと言うことがある。それが3の③で出てきたように、連合職場連絡会が中心になって、そして争議団共闘が加わって、そして、日立の支援共闘が加わって、大企業の横暴を規制する神奈川連絡会と言う運動体ですが、連絡会の規約のことを見なかったが、こ言う運動体の中心に連絡会が作って行くと言うことにも、とうとうなっている。3の①に連合職場連絡会の会則と規約・運営・役員名簿があるが、ここでは目的と活動で自主的に交流し連帯して、と言うことになっているが、共同行動の強化とかそう言う言葉もあるが、全体としては学習と交流と言うことが中心だったと言うことで、大局的には、ここでは言われているような面もあると思うが、先ほど言ったように実際の運動としては、結局運動体みたいな・・・になってしまっている。

それで、日立争議を支援して行くと言うことが連合職場連絡会のごく最近の実際の活動の中心みたいになっていると言う問題点が出てきているとはっきり言えるわけだ。

大企業の横暴を規制する連絡会について話し合ったことがあるが、その時にも日立の支

援共闘のビラを撒くんでは市民権が無いから、大企業の横暴を規制する連絡会を早く作って、そのビラを撒きたいんだと言うことも当事者から言われた。そう言う訳で連合職場連絡会は、非常に、以前の運営とも違ってきて問題点がそう言う具合に出てきているといえる。

それからもう一つ、この見出しのところで書いてある大企業を地域から要求で包囲する行動と運動だが、この問題については、これは一般的には当然一つの運動の発展形態として、積極的な意味を持つわけですが、職場労働者の要求実現の闘いの支援、下請け関連業者などへの横暴をやめさせる運動の展開、そして地域経済の荒廃で被害を受けている商店街や地域住民との共同を発展させることを進めて行くと言う、一般的には積極的なところが、これも争議相手の大企業や自治体の要請、申し入れが実践的な中心になってしまって、それが反合権利闘争を通じて、大企業を地域から要求で包囲すると言う位置付けが非常に強くなってしまって、事実上争議支援のための地域を中心とした共闘を組織するものになっている心配、要素があるしそう言う心配があると言う具合に私たちは見ている。これが大きな3つ目の点ですね。

5) それらの誤りがもたらしている結果

一つは、これはさっき説明したことと若干重複することですが、せっかく差別争議を闘って勝ち取った争議団や、やってる争議団そして支部がもっとも固く団結して問うべき大衆団体としての争議団、そして党員だけでなく大衆団体なんです、争議団・党内にさっきから言っているような深刻な意見の対立、あるいは不団結と言っていることまでがうまれて、千代田では典型的ですが、党の支部会議が正常に運営できない事態までになってしまったと言うことがある。

二つ目には、ローカルセンターとして特に争議支援で大きな役割を担っている神奈川労連をはじめとする労働組合との不団結が、日立争議は典型的な訳ですけど生まれている。

それから3つ目に、差別争議を闘っているところで、大企業の職場における職場労働者の要求実現、そしてそれと結びつけた運動が弱まり、職場労働者の支援や共同が広がるのではなくて、それが弱まるような状況が生まれている。東芝の中では、さっき言ったように「俺たちのところはそんな県委員会が心配するほどの深刻な対立はない」と言うような意見の人達もいると言うのは紹介したが、しかし、今までやっていた職場要求実現と党建設の課題で、すごい後退しているという具合に、明瞭に見えると言う同志たちも何人かいる。

そう言う例をあげれば解るように本当に党支部として差別争議を闘いながら、党としての活動を党建設、党しかできないわけですからそれに修練して行くような、そう言う点で今の状況は心配である。

また争議支援共闘の方針と活動が、争議団の団結や支援団体の人々との協力・共同の強化と言う点で、争議の勝利と解決に不可欠の戦線拡大に逆行していると言う事態、これは一言説明しておけば、たとえば新婦人、日立争議が男女差別事件があるが、支援をされていて、支援共闘にもタイアップしてやっていたのが、今回の1都2県と神奈川との関係で、何で私たちにわかるように話をしてくれないのか、民主的なやり方がされてないんじゃないかということで、支援しないとすることを決めた。それから、神奈川労連との関係は報告した通りですが、自治労連なんかも日立支援共闘に質問と言うか、そう言うやり方は悪

いという意見表明もして、戦線が広がると言うのではなくて、逆行している事態が実際に生まれていて、私たちも心配をしている。そう言う結果がある。

6) 対策の基本方向・・争議団・争議団共闘・支援共闘など

ではそう言う問題に対してどうするかと言う対策ですが、党支部やグループと言う党内でまず、争議団共闘会議のこの基本的な性格について、そして支援共闘会議についてこれは個々のですが、党としての意思統一をまずきちっと時間がかかると思うんだけどやってみると、そして党内で意思統一したからと言って、たとえば神奈川争議団共闘で言えば12月に総会やっている訳だから、仮にうまくネ、スバッと党内で意思統一ができたからと言って、当然、総会で決めた方針は、今年の12月にまた開かれるであろう総会で論議すると言う事態が最短であろうと言うことはもうはっきりしている訳だから、大衆団体にふさわしい意思統一を進めて行くように図って行く必要があるんじゃないか。

それから、そう言うことで団結を図れるように、今後して行く必要があるけれどその際に共産党員や活動家に対する差別、不当な攻撃との闘いの基本の点について、この点についても県委員会としては、特に訴外者問題なんかで、日立なんかでは激しい対立になっている、先ほどはそう言うことまで出すと複雑になるので出さなかったのですが、そう言うこととも関連して、差別争議に対する闘いの基本として、その攻撃が共産党員や活動家に対する不当な攻撃であると共に、それをテコにして職場の労働者全体に対する差別支配を強化して、搾取と抑圧を一層強化する攻撃であるから、そう言う見地を一層発展させて、その性格にふさわしい闘い方、その性格にふさわしい職場の中での発展を勝ち取って行く、これが重要だと考えています。

7) 連合職場連絡会の今後

それから2つ目には、連合職場連絡会は今日の政治と職場情勢のもとで連合もそうなんですけど全労連が発足して10年経った。そう言う時期でもあり学習・交流としての一定の役割は果たしてきた訳で、今みたいなやり方をすると争議団活動の中核になるという問題があるような、位置付けと方針になる訳ですからもっと発展的に捕らえて、解消して行って神奈川労連との連携、それから党内の学習交流と言うような方向にして行く必要があると考えている。

8) 結論として、党支部と争議団の関係

それから3つ目に党支部と争議団などの大衆組織との関係などについてもキチッと整理をして行く必要があるだろう。差別是正を党員への思想差別として闘う場合、これはNKKや東電なんかもそうであるが、これは当然、党員、名義上として闘う場合には当然、関係党組織も大衆闘争的な発展ということが当然必要だが、それが大衆運動一般の発展ではもちろんありえないと、党組織の指導の下に闘う・これは当たり前なんです。

そうではなくて、多くの場合は、日立もそうだし、東芝もそうなんですけど、党員に対する差別と言うことではなくて、不当労働行為と言うことで、決断して闘うと言うことは、これは大衆運動として闘うと言う決断をした訳だから、いくら、争議団が仮に全員党員であっててもね、あるいは全員でなくても多数が共産党員であってても、基本的な性格は大衆運

動、大衆的な闘いであって争議団は大衆的な組織としての性格を持っている訳だから、党支部や機関を含めた関係党組織が、闘いが正しく発展して行くように援助と言うのか区分と言うのが必要だろう。もちろん党組織として争議の問題を正式にキチッと支部会議で論議をして、支部活動全体の中で合法的?に位置付けて行く。そうしたこともキチツとしていかなければいけない。逆に党でこう言う意思統一している問題については大衆運動の場では、党としての節度を持って対応しなければと言う観点も当然出てくる訳です。

最後に、経営党支部の基本的任務と言うことでは、今回の大会決定は、〇〇大会・・・中総や党会議で言われているような決定に基づいて、総合的にかつ原則的に闘っていく必要がある。

3、「県指導方向」決定に基づいて、それ以後出された県委員会決定文書

(1)02・1・08:「日立争議をめぐって起こっている党規律に関わる異常な事態についての県委員会の見解」県委員会

(2)02・02・1:「大企業職場における差別是正争議をめぐる不団結問題を解消するために」 県常任委員会

添付資料:

01・12・・・ 「千代田化工建設支部・3氏の「除籍」措置について」

01・12・25「日立神奈川争議団からの質問状についての見解」

(印刷機問題)

01・04・15「居住地(協力)活動の一部解約について」1014・斎藤

01・10・04「佐藤明・意見書」・・・

01・12・08「佐藤意見書への県委員会文書」

02・01・08「日立争議をめぐって起こっている党規律に関わる異常な事態についての県委員会の見解」県委員会

01・05・09 神奈川労連 15 回幹事会「神奈川労連の争議に対する基本的態度と「日立支援共闘」の問題」

(3)03・07・18:「日立神奈川争議団に関わる不団結問題の解決のために」
県委員会

(4)04・04・07:「日立神奈川争議の「総括集」で展開された日本共産党に対するいわれなき攻撃の重大な誤りについて」県委員会

(5)05・3・16:「池田實氏、佐藤明氏の除籍措置と県内の差別是正争議をめぐ

(6)05.047 「池田實氏、佐藤明氏に対する除籍通知する事態について」県委員会
「県党活動ニュース」